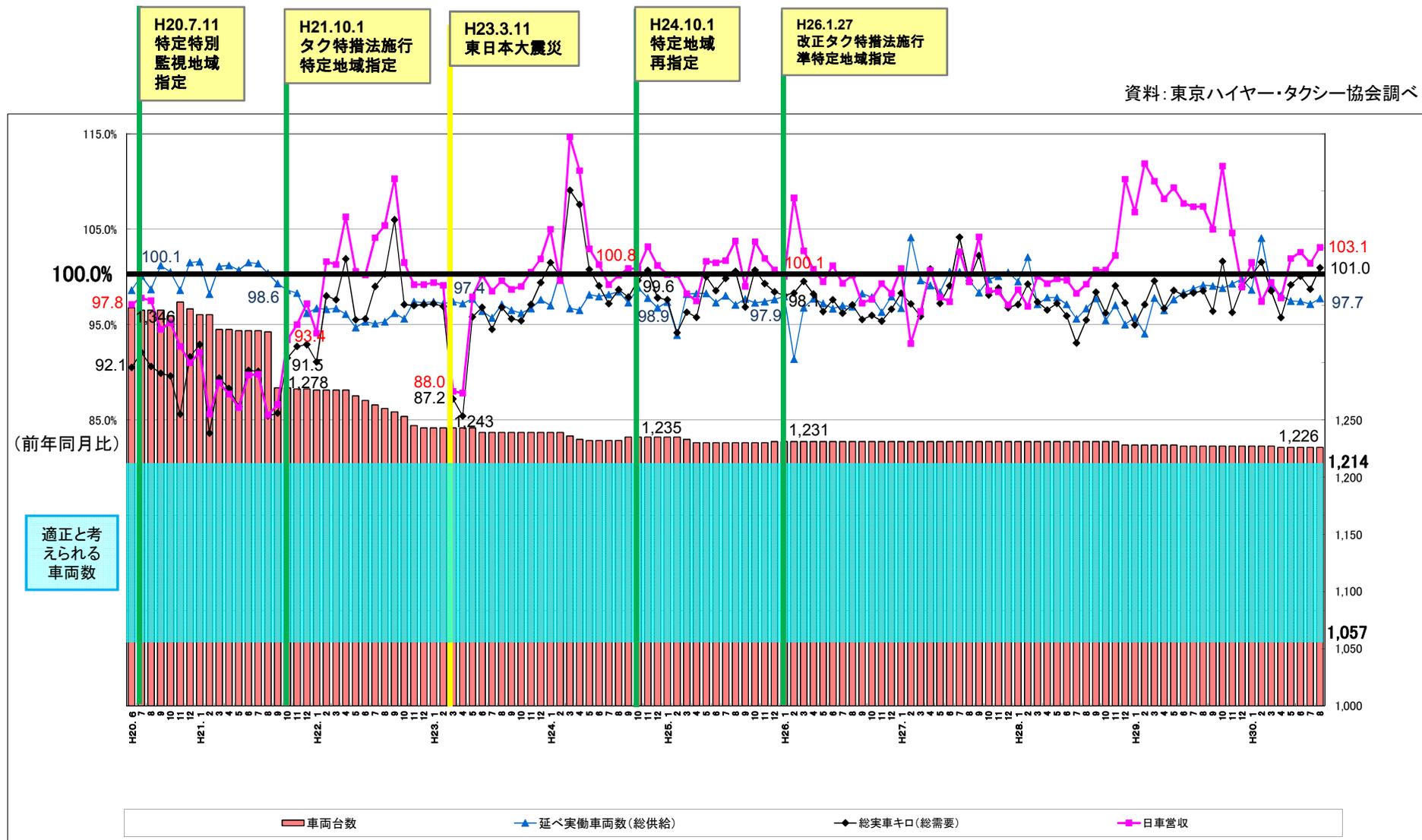


タクシー事業の現状について
(南多摩交通圏)

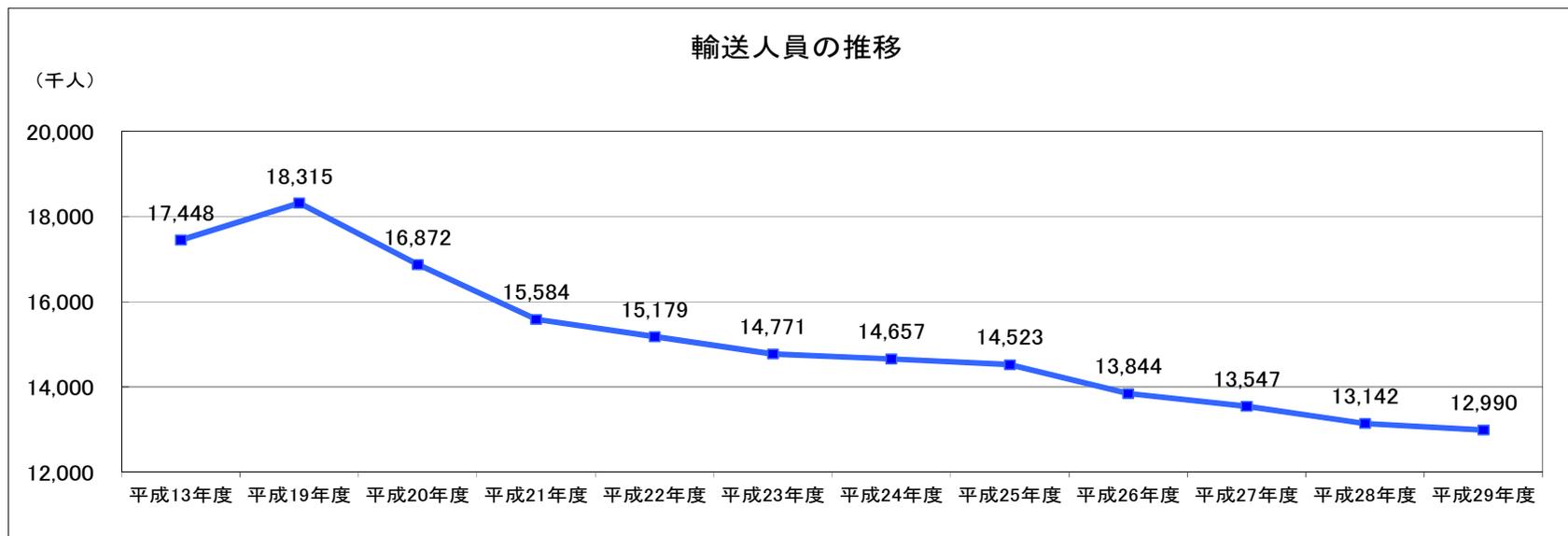
1. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

南多摩交通圏

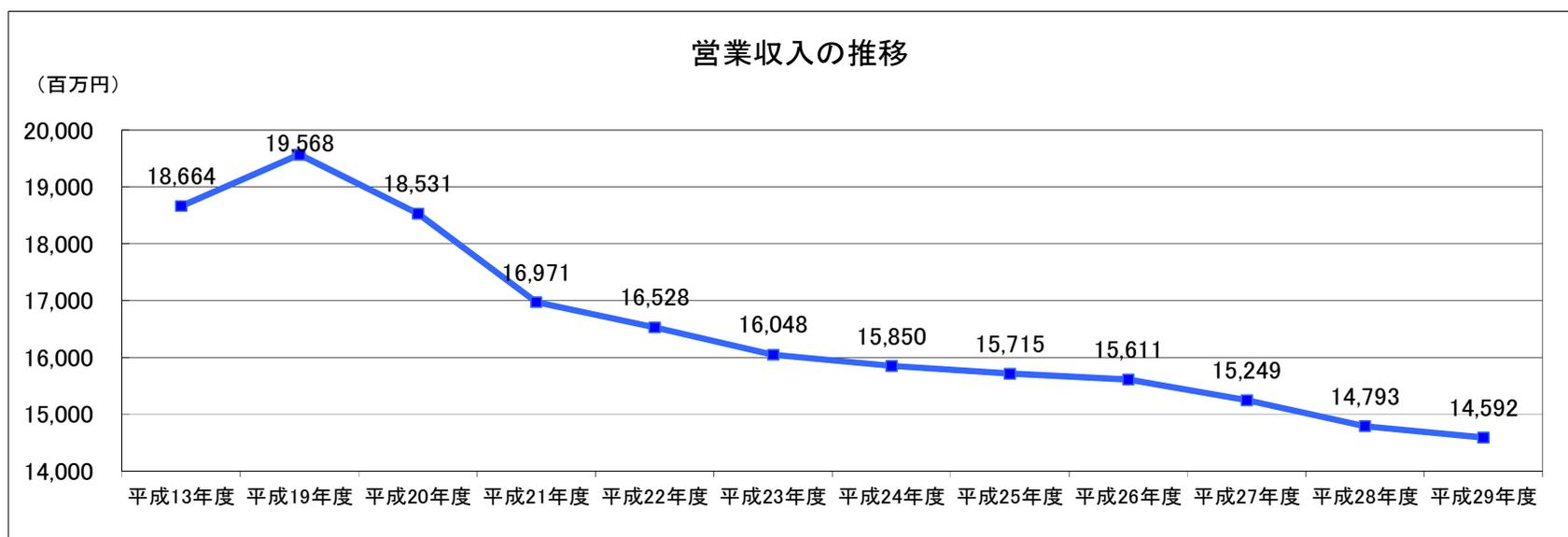


① 輸送人員の推移

資料: 関東運輸局調べ

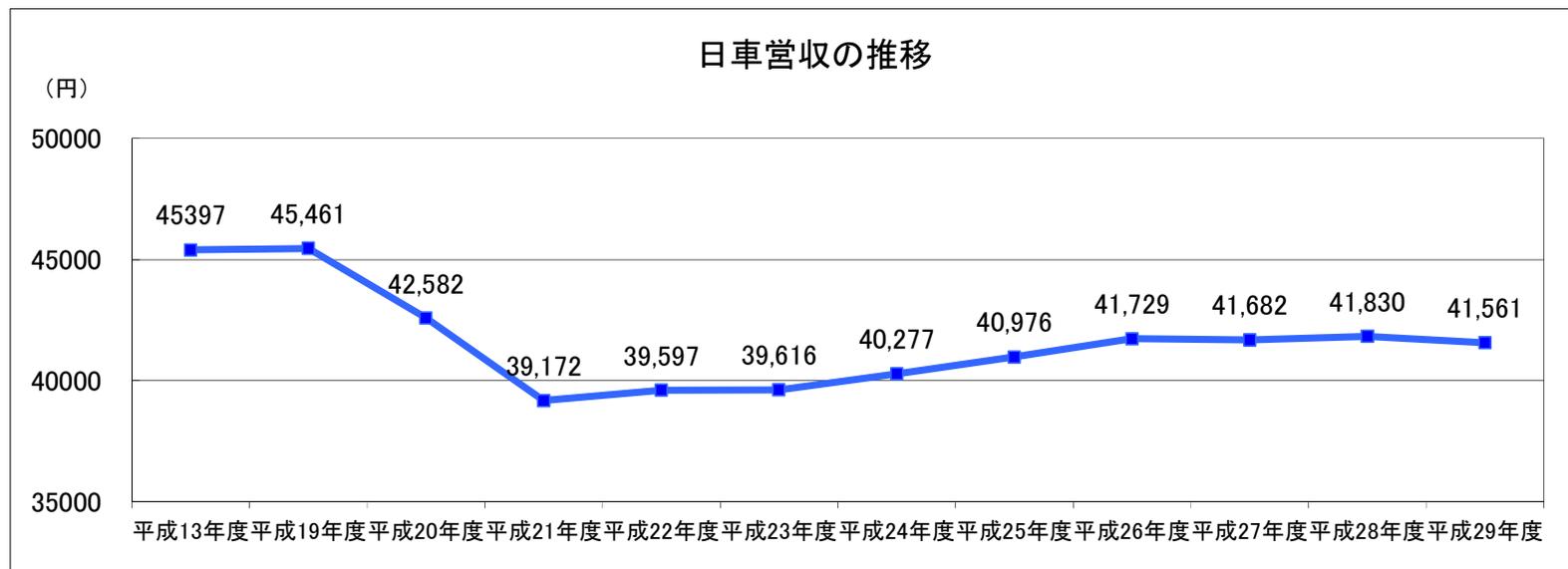


② 営業収入の推移

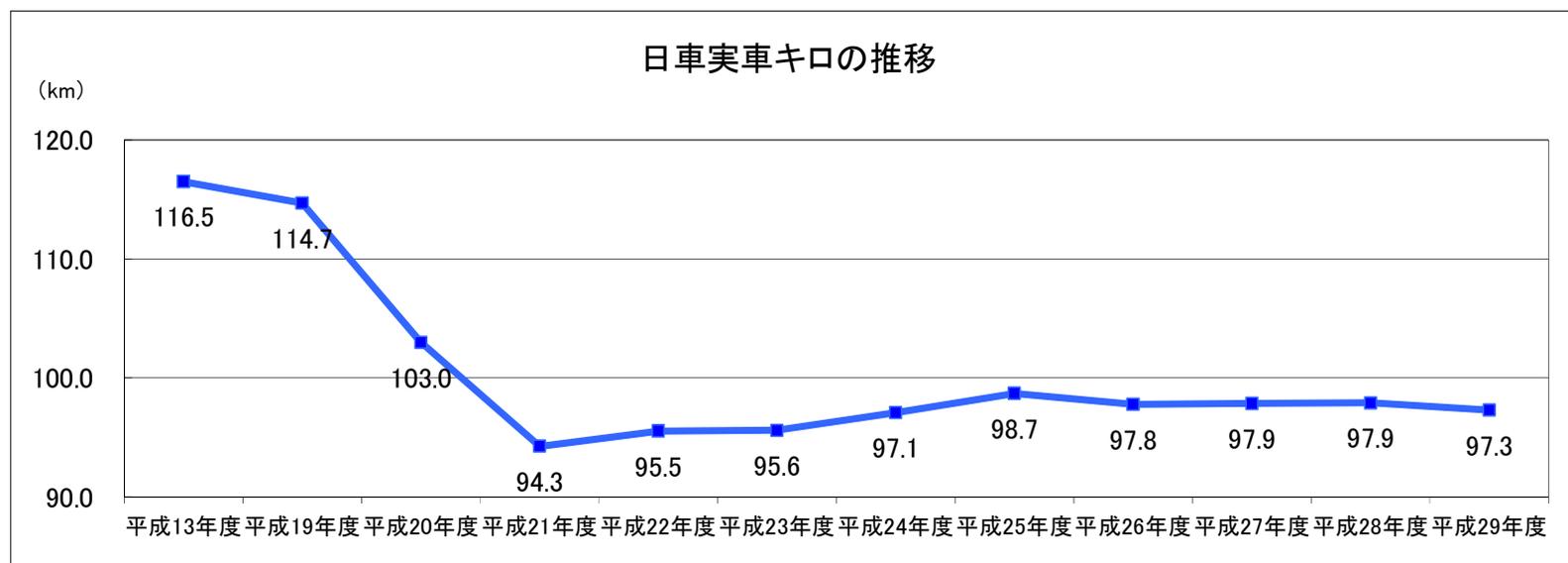


③ 日車營收の推移

資料: 関東運輸局調べ

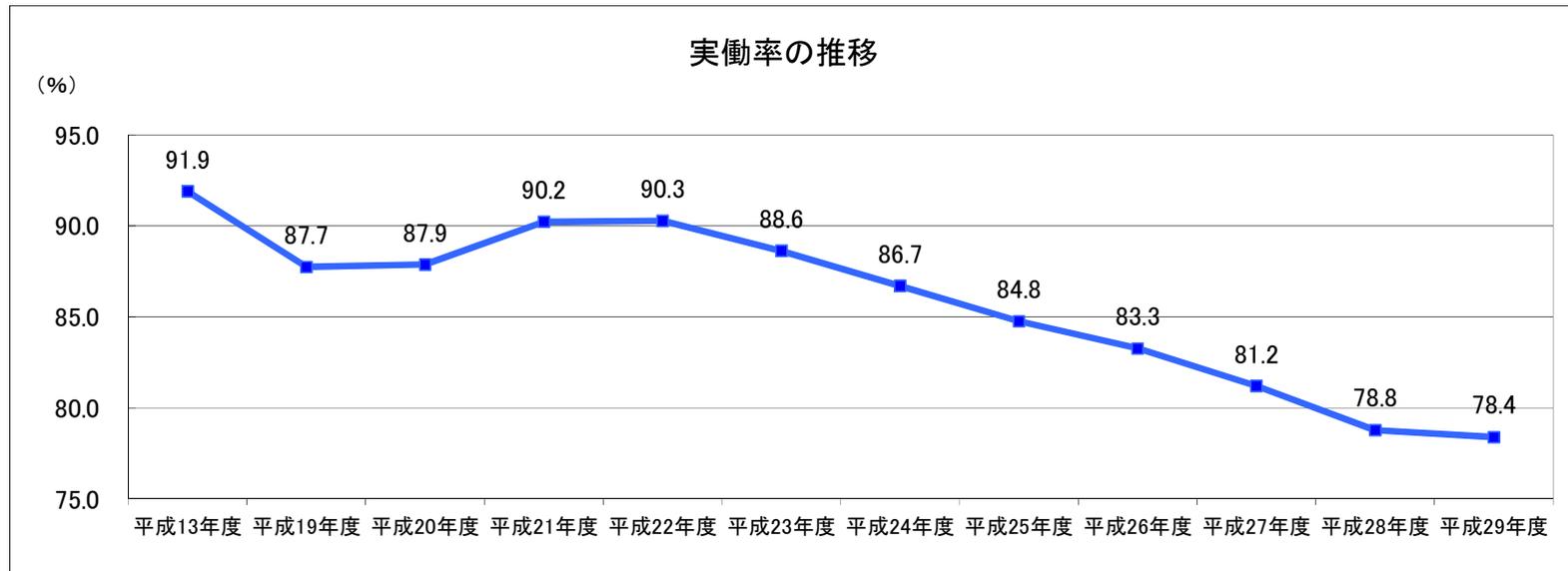


④ 日車実車キロの推移

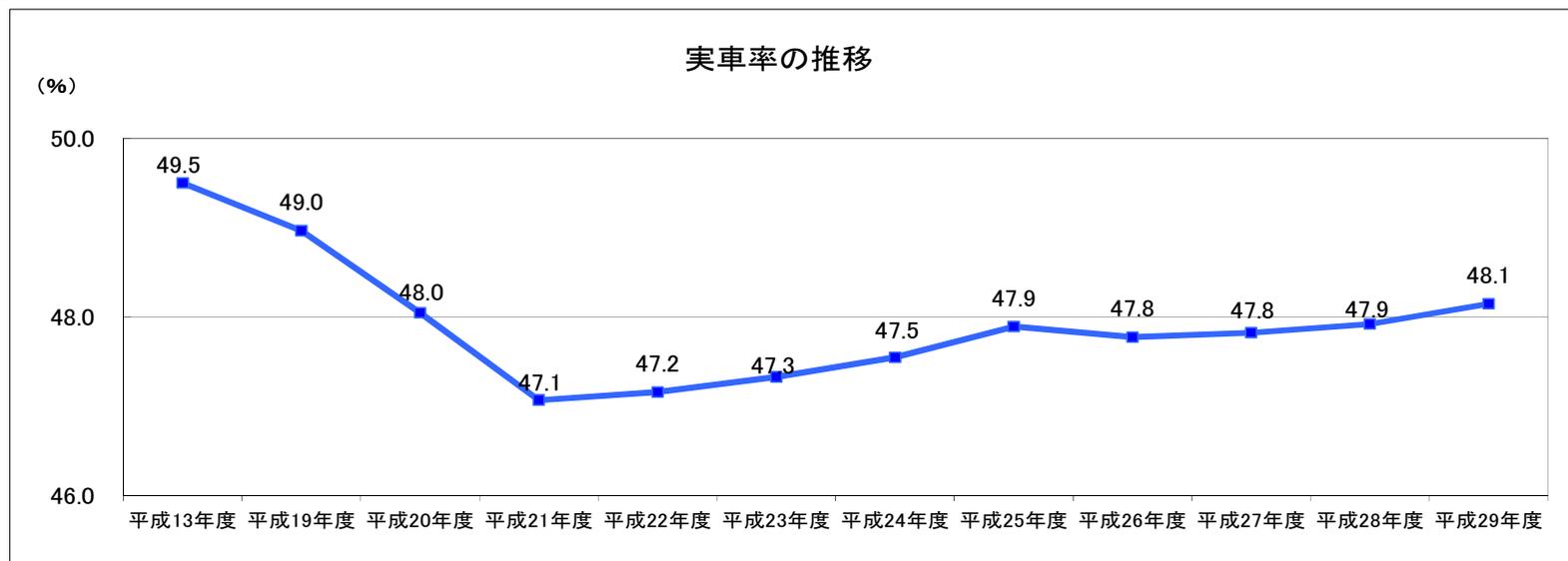


⑤ 実働率の推移

資料: 関東運輸局調べ

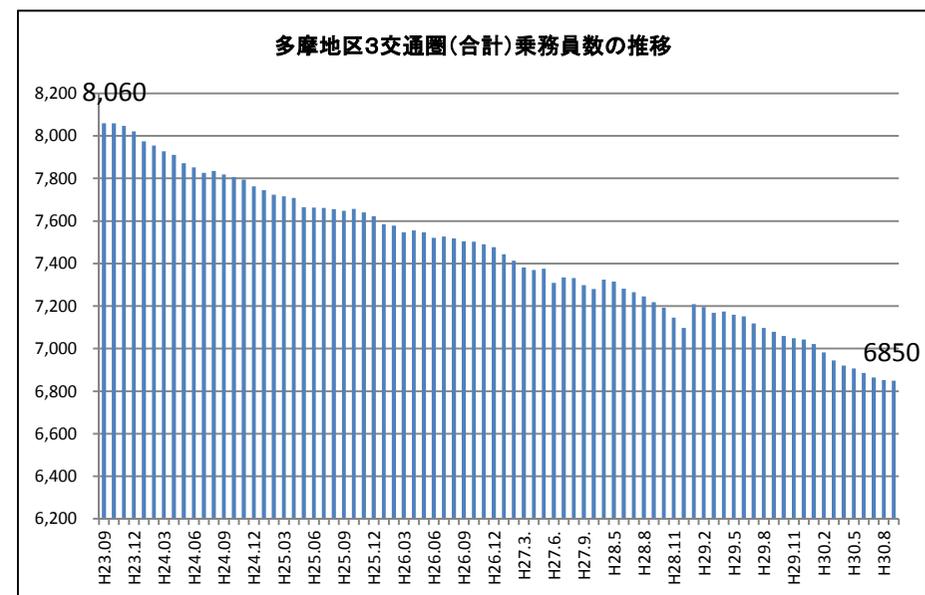
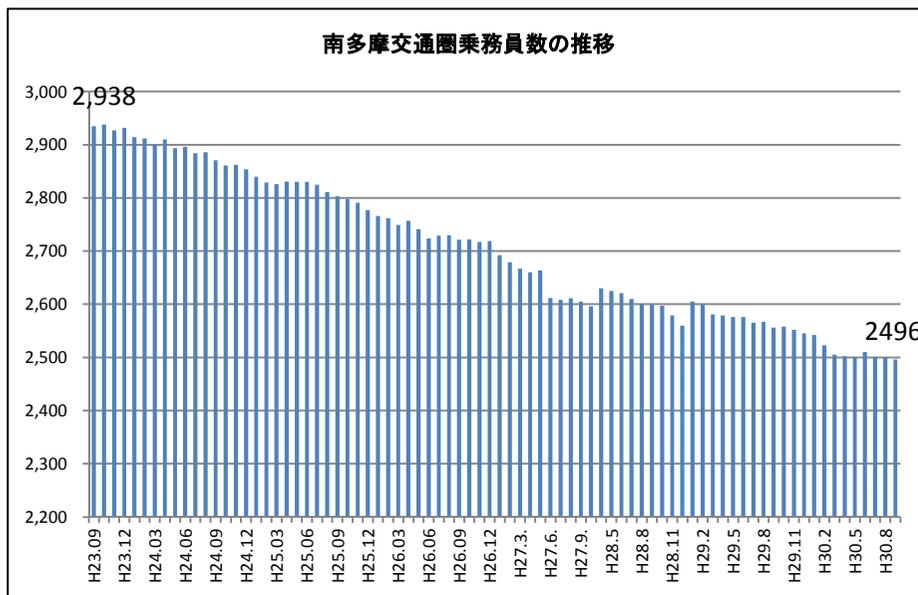
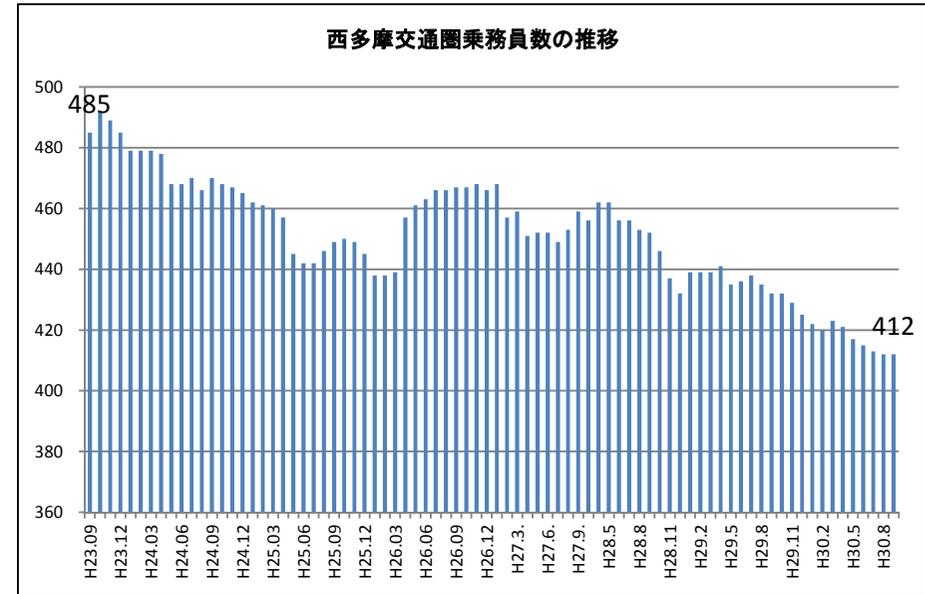
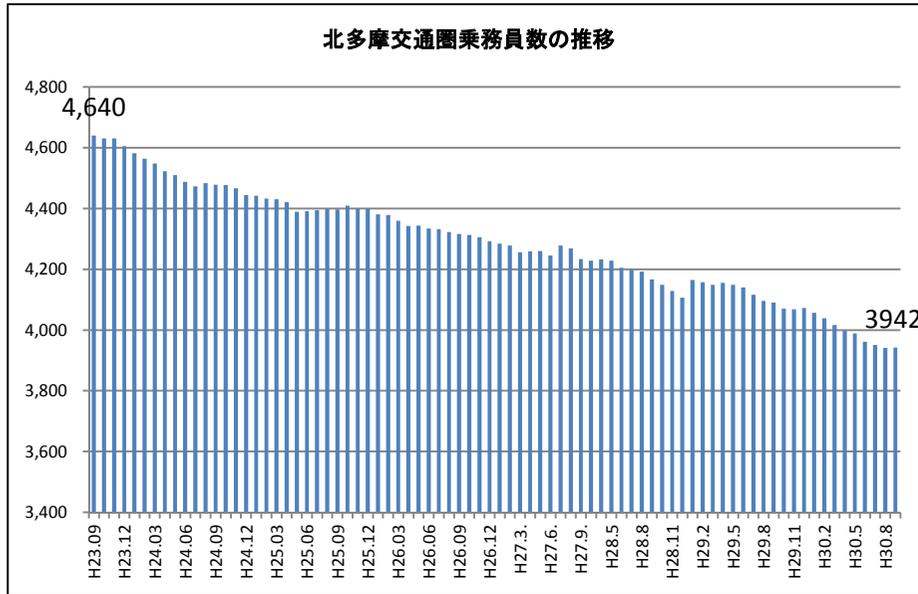


⑥ 実車率の推移

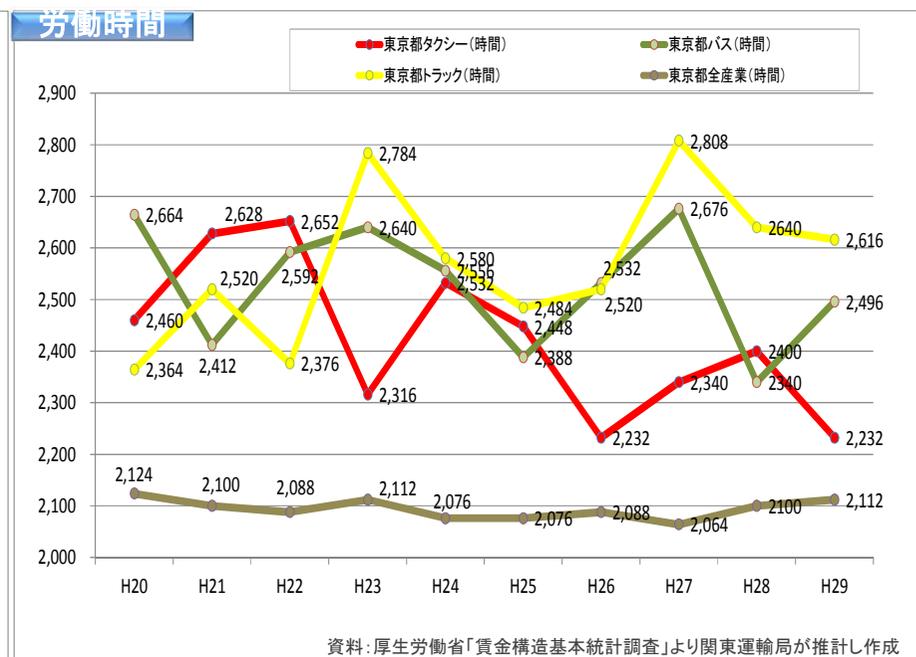
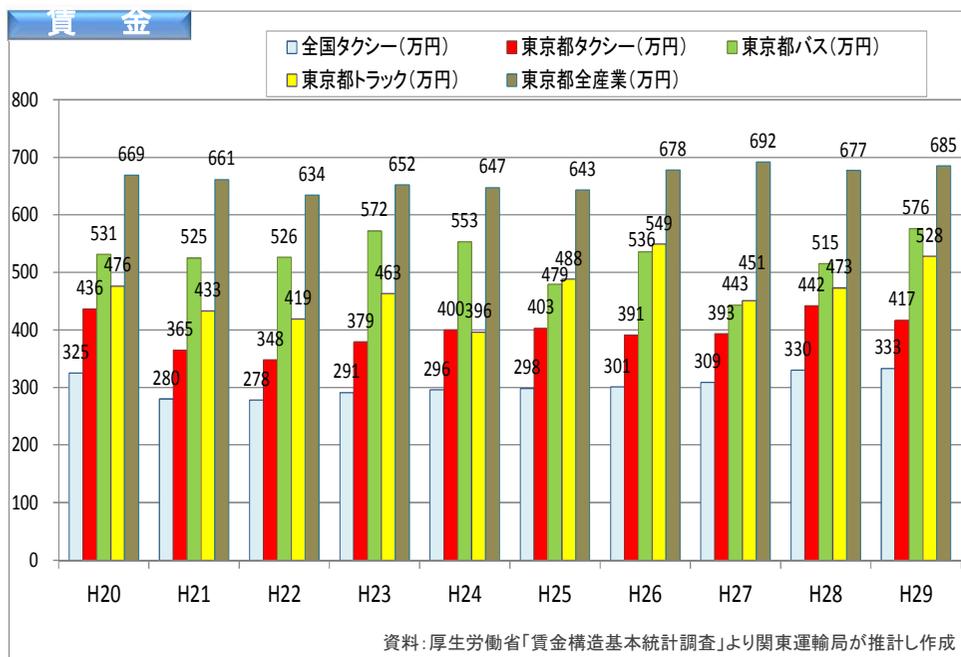


3. タクシー乗務員数の推移(多摩地区3交通圏:法人タクシー)

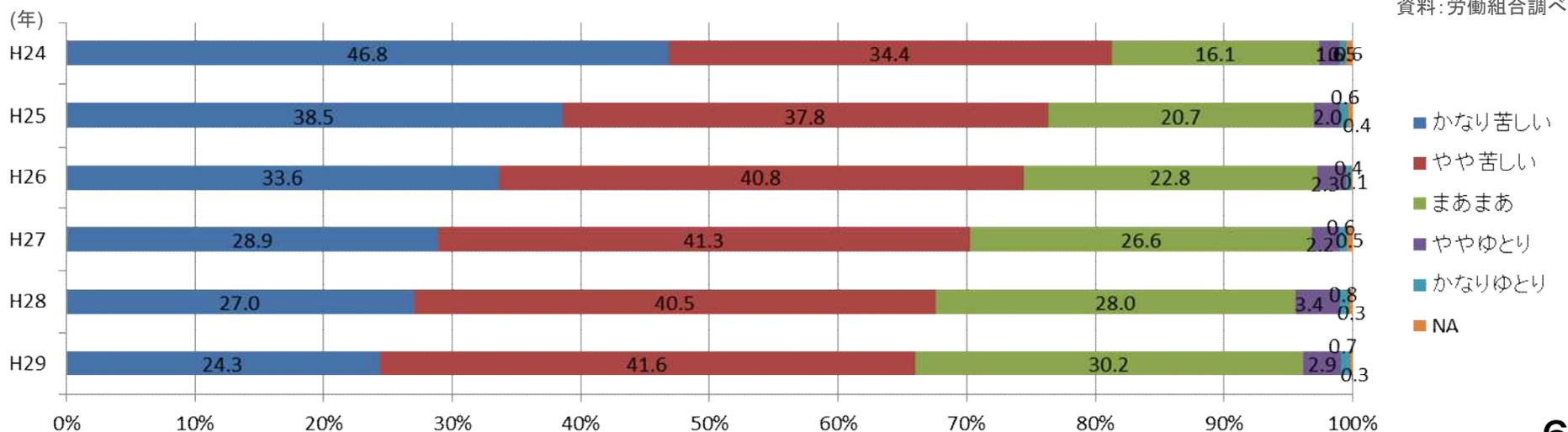
資料:東京ハイヤータクシー協会調べ



4. タクシー運転者の年間賃金・平均労働時間の推移

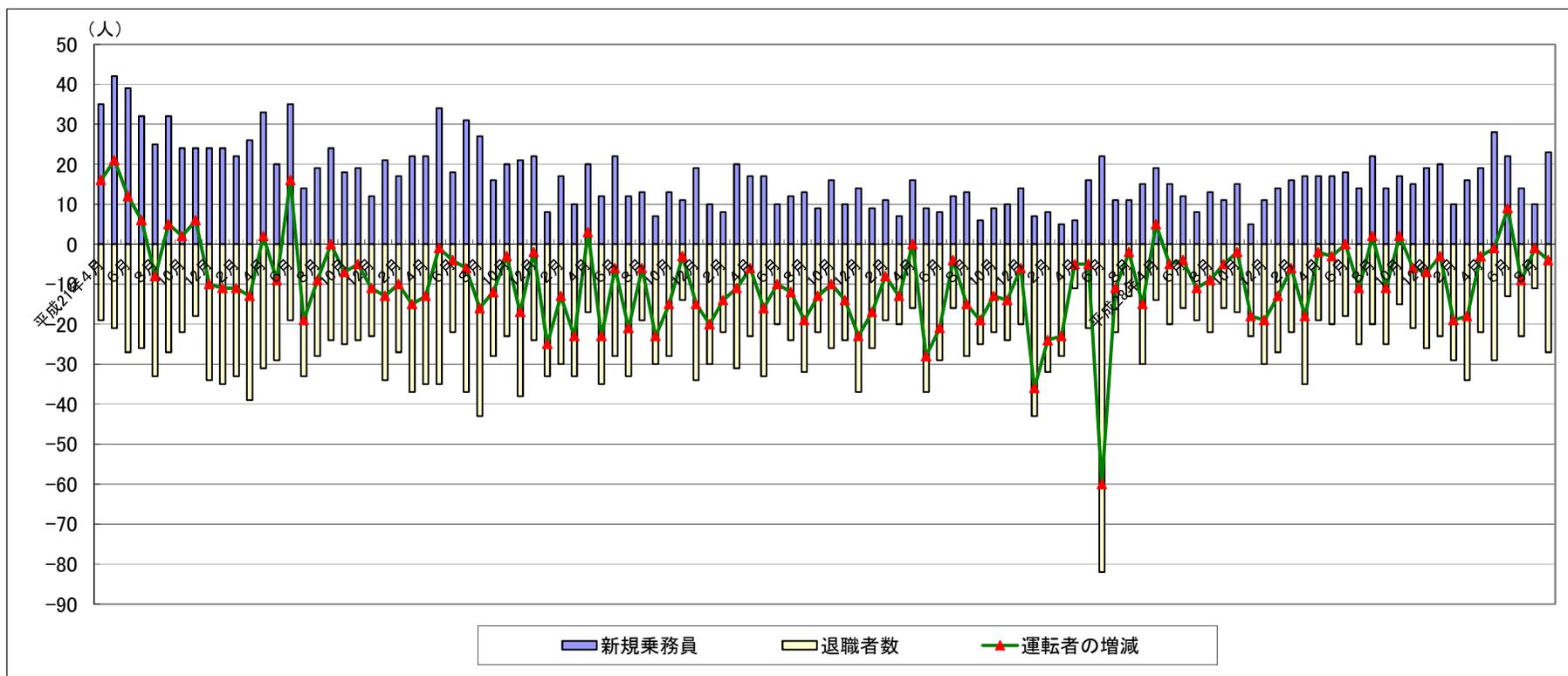


5. タクシー運転者の意識調査結果(生活実態)



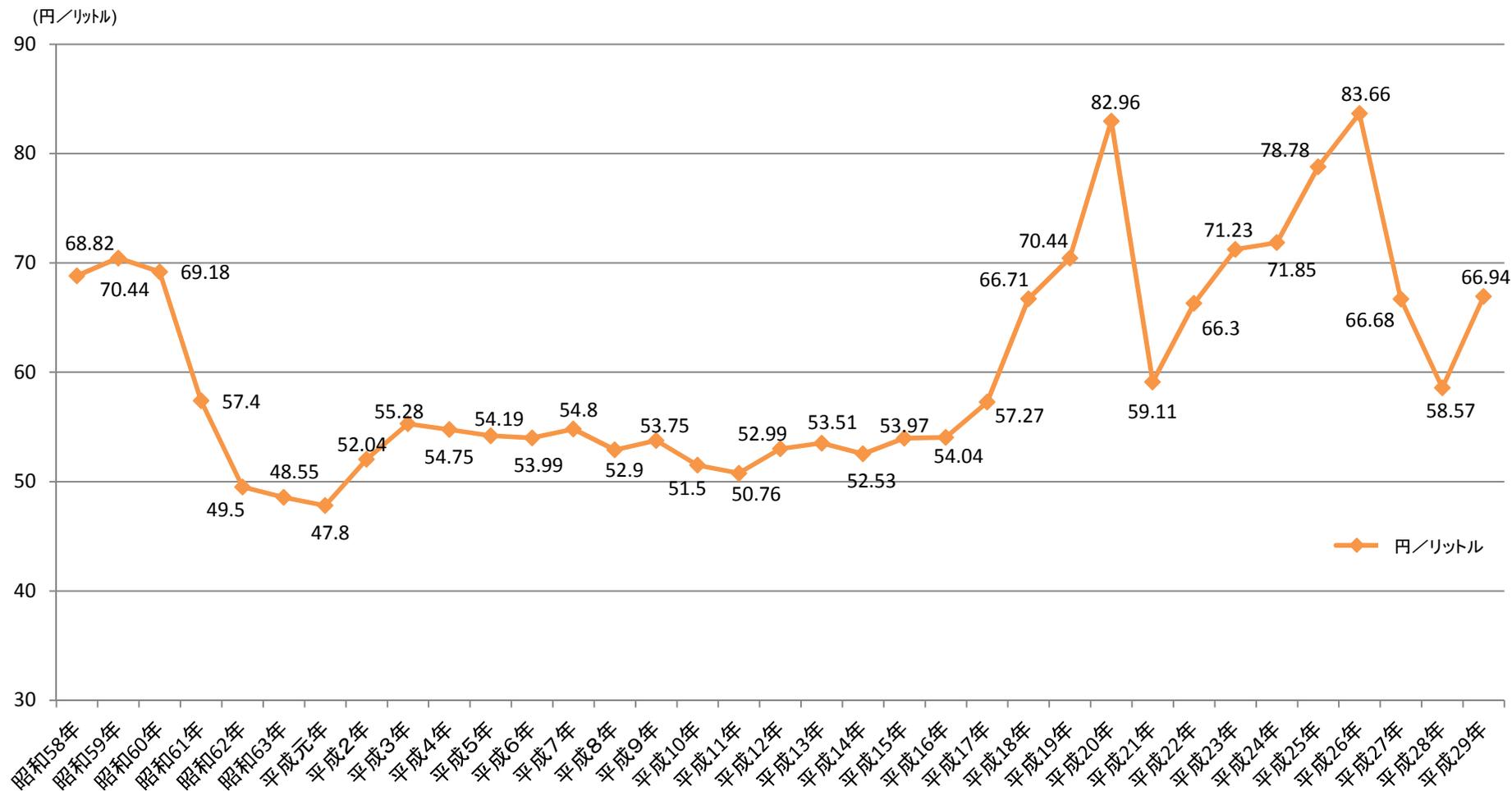
6. タクシー運転者の最近の状況(新規・退職) (南多摩交通圏)

南多摩交通圏におけるタクシー運転者の最近の状況を見ると、月別の退職者数が漸増傾向にある一方で、新規乗務員の数は概ね漸減傾向にある。これにより、運転者数全体としては平成21年12月に減少に転じて以降、平成30年9月までの間で運転者が増加した月は7回しかなく、概ね減少基調による推移となっている。



7. LPG価格の推移

LPG価格については、昭和60年頃から下がり、平成元年が最近では一番低い価格になっている。平成元年以降は若干上昇し、平成3年から平成16年までは50円台をキープしており価格は概ね安定していたが、平成17年以降、大幅な上昇・下降が繰り返されている。



9. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について

(平成30年3月31日現在)

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー					個人タクシー		
		事業者数 (H30.3末)	認定			事業者数 (H30.3末)	申請者数 (H30.3末)	認定 事業者数 (H30.3末)	
			認定 事業者数	うち事業再構築を定めた者					
				事業者数	減車数	休車数			
特別区・武三交通圏	H21.12.18	338	334	276	1,710	2,654	12,457	11,145	11,145
北多摩交通圏	H22.2.24	39	39	35	53	82	157	150	150
南多摩交通圏	H22.2.24	25	25	18	12	27	260	240	240
西多摩交通圏	H22.2.24	8	7	5	16	2			

※認定は、取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものの。

※事業者数は、ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖 離率 (1-②/①)	適正車両数 (南多摩以外 H30.8.24公示) (南多摩 H28.7.15公示)		
			下限値	上限値②	
特別区・武三交通圏	27,601	-0.4%	24,641	～	27,722
北多摩交通圏	1,737	9.3%	1,401	～	1,576
南多摩交通圏	1,227	1.1%	1,057	～	1,214
西多摩交通圏	209	11.5%	164	～	185

※車両数は、その他ハイヤーを除いたもの。

●旧タク特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数との乖離	適正車両数 (特別・武三 H21.10.14公表) (多摩 H21.11.4公表)
特別区・武三交通圏	33,943	27,601	18.7%	約20%～30%	23,500 ～ 26,500
北多摩交通圏	2,015	1,737	13.8%	約13%～23%	1,550 ～ 1,750
南多摩交通圏	1,345	1,227	8.8%	約7%～18%	1,100 ～ 1,250
西多摩交通圏	239	209	12.6%	約16%～25%	180 ～ 200

10. 特定地域計画に基づく適正化実施状況について(南多摩交通圏)

(平成30年10月31日現在)

○事業者計画の議決及び認可状況

- ✓ 平成29年3月29日 第2回特定地域協議会において特定地域計画議決
- ✓ 平成29年6月23日 特定地域計画認可及び公表

○削減方法

- ✓ 法人タクシー 営業方法の制限による削減
- ✓ 個人タクシー 各事業者年6日の休車を実施

○抹消登録等の進捗状況

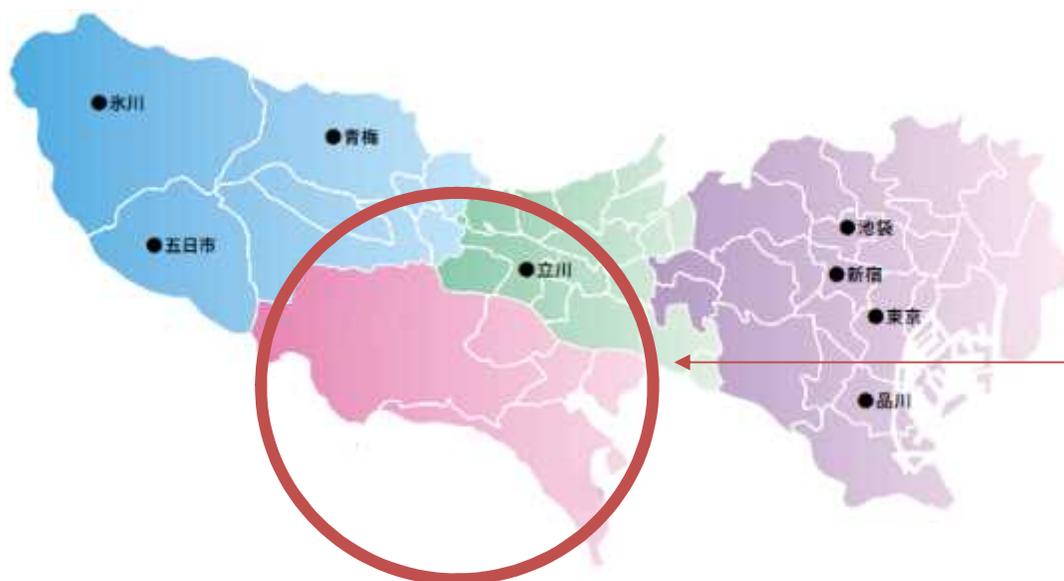
	全事業者	合意事業者	申請件数(率)	認可件数	実施済抹消数(率)
法人	25	25	25(100%)	25	23(100%)
個人	255	255	255(100%)	255	—

- 日車制限の1,095日車中、733日車実施済み
- 認可後に廃止・死亡した者は件数から除外

■南多摩交通圏の活性化の取り組み■

南多摩地域のタクシー

南多摩地域の市	八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市
タクシー会社数	25社
タクシー台数(法人)	1227台(H30.3現在)
運転者数(法人)	2496人(H30.9現在)
運転者数(個人タクシー)	260人(H30.3現在)

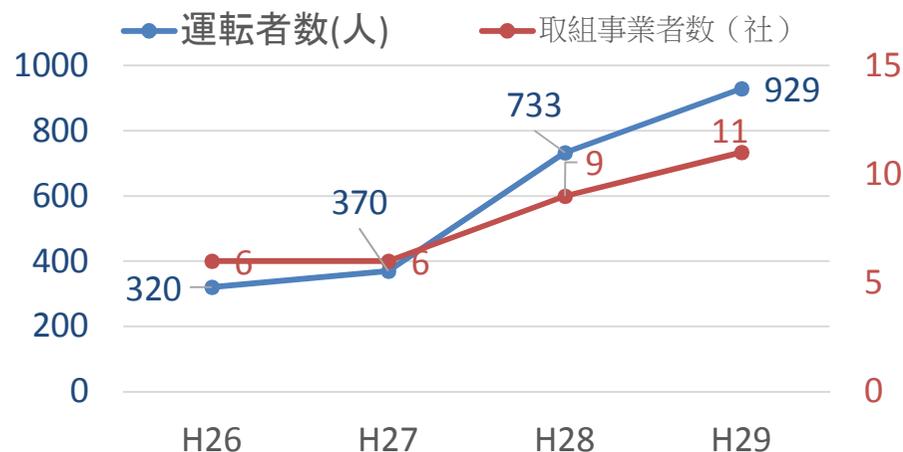


タクシーは営業エリアが定められており、発着のどちらかが所属する交通圏でなければならない。

1. 妊婦向けタクシーの取組状況

各社では事前登録や東京防災救急協会の救急救命士によるマタニティーサポート講習を受講させるなど、出産前後の妊婦の方を支援するサービスです。

■取組推移(フォローアップ調査:以下「FU調査」と記す)



■全体比率(FU調査)

年度	運転者数	取組事業者数
H26	320人(12.8%)	6社(24%)
H27	370人(14.8%)	6社(24%)
H28	733人(29.3%)	9社(37.5%)
H29	929人(37.2%)	11社(44%)

■報道された内容



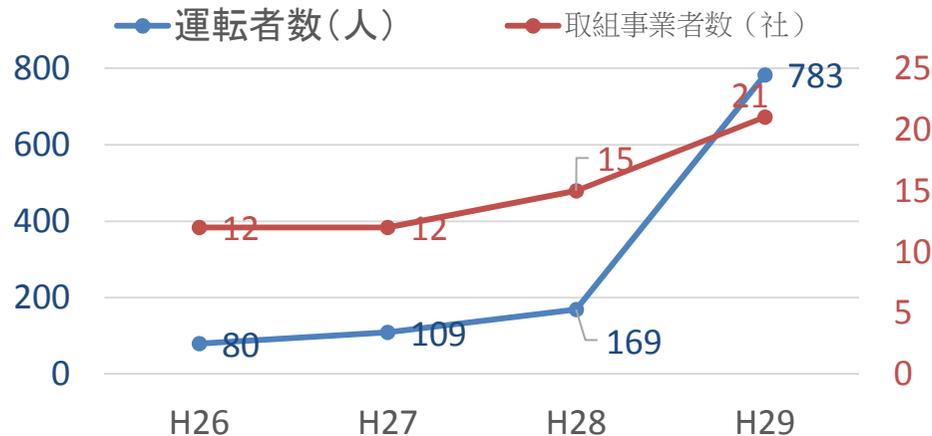
- ・H28.10.9フジテレビ「ミスターサンデー」
10分～15分程再現VTRを交え報道(上記記事内容と同一)
- ・H24.9.17産経新聞
- ・H24.9.17東京新聞

参照:フォローアップ調査を元に東タク協にて作成

2. UD研修の取組状況

高齢者やお身体の不自由な方とのコミュニケーション、車椅子の取扱いや乗降時の介助方法などについて学ぶ研修で、近年非常に多くの方受講されています。

■取組推移(FU調査)



**JPNタクシーの乗降も
三多摩支部UD研修に45人**
 【東京】東タク協三多摩支部(神田康裕支部長)は23日、国立市の三多摩自動車会館で今年度4回目のUD研修を開催、15社・45人の乗務員らが受講した。前回に続き、今回もトヨタ「ジャバンタクシー」の実車2両を使い、車いす乗降研修を行った。車いす乗降については流し営業では乗降作業に時間がかかるなどして一部で対応できない事態が生じていることから、出庫前の作業手順徹底などを求められているが、三多摩支部の場合は無線営業や駅待ち営業が多いことから、車いす乗降の必要性がより求められているという。研修は8月を休止するが、9月以降も毎月開催の予定。講師は十全交通の小笠原雪枝氏と飛鳥交通カントリーの赤木和宏氏が担当した。

H30.7.25交通会FAXプレスの記事。
 三多摩支部開催のUD研修では実車を用いての研修が行われている。

■全体比率(FU調査)

年度	運転者数	取組事業者数
H26	80人(3.20%)	12社(48%)
H27	109人(4.36%)	12社(48%)
H28	169人(6.77%)	15社(60%)
H29	783人(31.3%)	21社(84%)



参照:フォローアップ調査を元に東タク協にて作成

3. 観光タクシーの取組状況

地域の特性を活かしたコース設定だけでなく、都外への観光コースを行っている会社もあります。

■ 観光タクシーを行っている事業者(独自調査)

実施している	実施していない
21社	4社

* 営業している会社の全てで自社研修を実施しているという回答も。

■ 各社のコース設定と人気コース(独自調査)

コース	何時間	値段	月平均回数
新選組史跡めぐり	5時間	24000円	
武田信玄の娘・松姫の足跡	3時間	16700円	
酒蔵タクシー(青梅市小澤酒造)	5時間	28800円	0.5
酒蔵タクシー(青梅市小澤酒造)	6時間	34560円	
ワインツアータクシー(甲州市)	4時間	43500円	
ワインツアータクシー(甲州市)	5時間	49500円	
裏新選組タクシー(八王子市内)	3時間	17280円	
八王子交通七福神めぐり	1時間30分~	8640円~	5
タクシーで巡る八王子高尾郷梅まつり	2時間	11520円~	
貸切タクシーでめぐる八王子周辺のさくら	2時間	11520円	
タクシーでめぐる八王子発バラ邸見学	1時間~	5760円~	
八王子発タクシーでめぐる秋の紅葉企画	5時間~	28800円~	

* 動画や特別にページを設け、各社でPRを行っている。



参照:南多摩交通圏におけるタクシー事業者へ行った活性化に関する調査(H31.1に実施)を元に東タク協にて作成

4. アプリ配車の導入状況

各社・各グループの配車アプリにおいては、業務提携も多くされ非常に多くの会社がアプリで配車することが可能となりました。南多摩地域では、半数の会社が導入しており、利便性が高まっております。

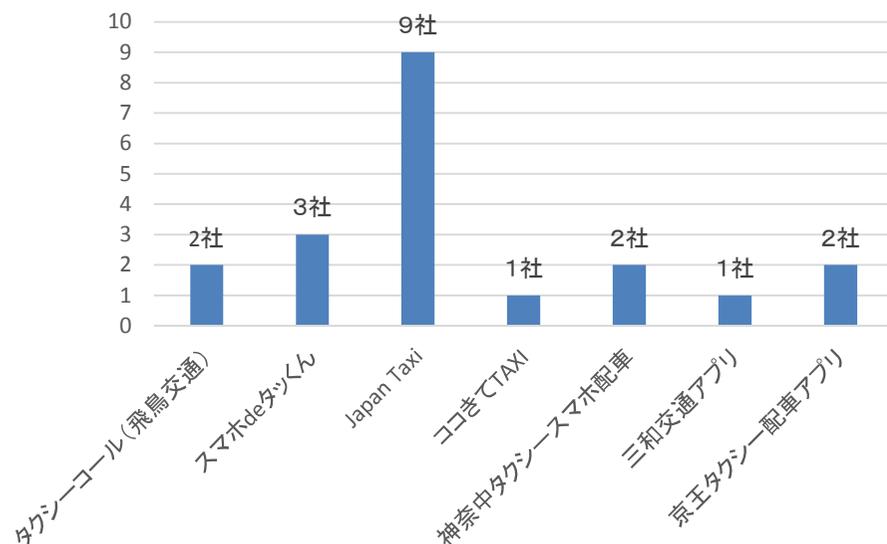
■ アプリ配車の導入事業者(独自調査)

導入している	導入していない
21社	4社

南多摩地域で配車可能アプリのアイコン



■ 導入しているアプリ(独自調査・複数回答)



参照:南多摩交通圏におけるタクシー事業者へ行った活性化に関する調査(H31.1に実施)を元に東タク協にて作成

5. UDタクシーの導入状況

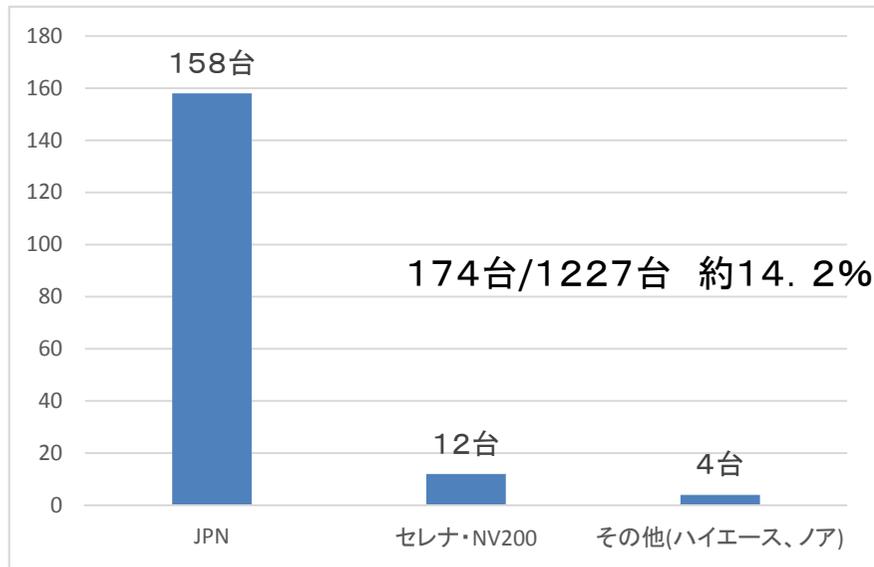
車いすのまま乗車できるUDタクシーも導入が進み、今では10台に1台以上の割合で運行しております。

■ UDタクシーの導入事業者(独自調査)

導入している	導入していない
21社	4社



■ 導入しているUDタクシー(独自調査・複数回答)

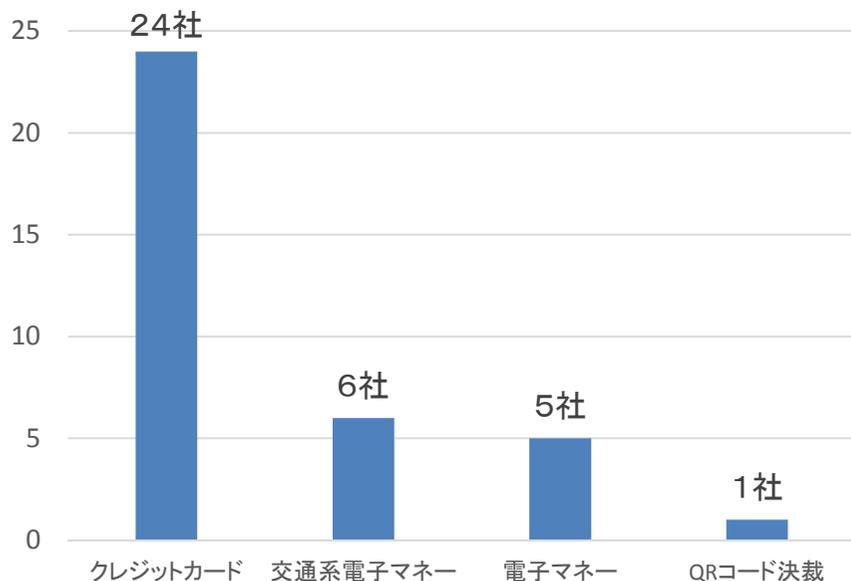


参照:南多摩交通圏におけるタクシー事業者へ行った活性化に関する調査(H31.1に実施)を元に東タク協にて作成

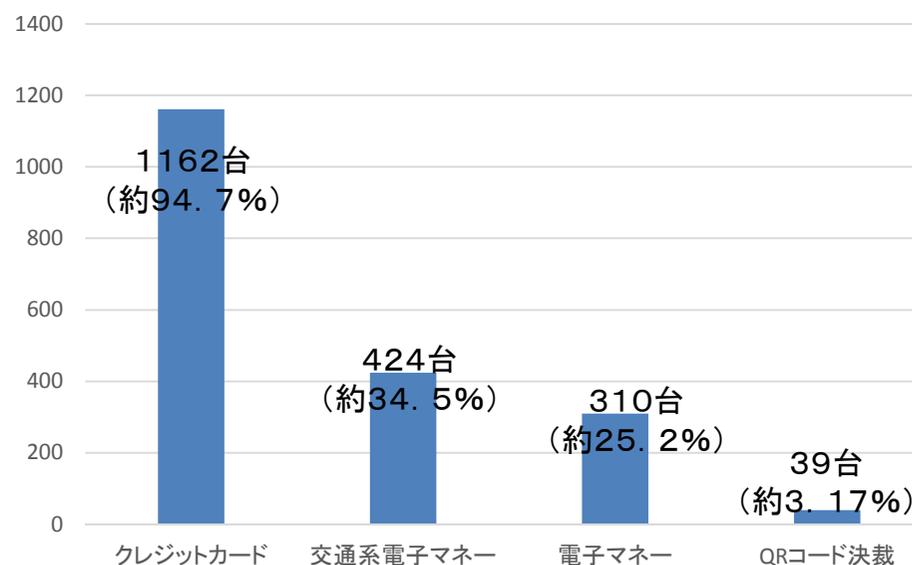
6. クレジットカード・電子マネー等の導入状況

クレジットカードに関しては、ほぼ使用できるような状況となっております。電子マネー等についても、これから多くの車両で導入される見込みです。

■ クレカ・電子マネー等の導入会社(独自調査・複数回答)



■ クレカ・電子マネー等の導入車両(独自調査・複数回答)



■ 交通系電子マネー

Suica,PASMO,manaca,SUGOCA,TOICA,nimoca,Kitaca,ICOCA等

■ 電子マネー

iD,QUICPay,au WALLET,ソフトバンクカード,LINE payカード等

■ QRコード決済

Origami Pay,Alipay,WeChat Pay等



参照:南多摩交通圏におけるタクシー事業者へ行った活性化に関する調査(H31.1に実施)を元に東タク協にて作成

その他の活性化の取り組みについて

*他、各社で取り組まれている活性化の取り組みについての自由回答。（独自調査）

- ・観光タクシーのコースをもう一つ作り上げた後、タクシー車内や自治体連携のPRを実施していく計画。
- ・配車アプリの導入についてはJapanTaxiとDeNAを比較検討している。
- ・引き続きUD乗務員の拡充と保有台数の増強を目指します。
- ・八王子市内のタクシー事業者の会「八王子市タクシー会」にて、八王子いちょう祭り（昨年は11月17日。18日開催）に合わせ、「タクシー広場」を開催した。出展を希望したタクシー会社4者が、6両の車両（UD車両も含む）を展示し、車椅子のまま乗車を実践したほか、各種アトラクションを行った結果、家族連れを中心に多数の来場者で大盛況となった。次年度以降も計画の予定。
- ・羽田空港定額及び成田空港定額の運行（空港お出迎えサービスも含む）
- ・日野市PR活動としてラッピングタクシーの運行実施（3台、2019年12月31日まで）
- ・平成31年1月16日より日野市役所とタイアップして新選組、土方歳三没後150年（本年）にあたり、土方歳三のラッピングをタクシーに施行し、3台営業しております。
- ・若年労働者の積極的な雇用の促進
タクシー乗務員のメリットや魅力、キャリア構築について新卒者の就活セミナーへの積極的に参加し、PRを行った。（新卒乗務員2名採用）
- ・女性が働きやすい職場環境の整備
女性の採用・職域拡大を目的とした職場環境の整備やフレックス制・時給制を採用し、女性が、活躍しやすい職種として採用活動を行った。（パート女性乗務員2名採用）

その他の活性化の取り組みについて（土方歳三没後150周年記念ラッピングタクシー）

日野市内のタクシー会社3社にて土方歳三没後150周年ラッピングタクシーを合計9台運行。
ラッピングタクシーには、運転席、助手席側のそれぞれのドア合計4枚に歳三などをモチーフとした市のプロモーションデザインを施しております。平成31年1月16日にお披露目会を実施し、さまざまなメディアで紹介されています。運行は12月末までを予定しています。

■ ラッピング車両



■ 報道紙面

**土方歳三
日野をPR**

日野市内のタクシー会社3社で15日、新選組副長・土方歳三の肖像などをタクシーの車体にあしらったラッピングが行われた。ラッピング車として、16日から計9台が運行する。

今年が土方の没後150年にあたることから、市は日野出身で全国的な知名度もある土方歳三の肖像などをタクシーの車体にあしらったラッピングを行い、市内の観光客に土方歳三の歴史をPRする。市は15日、日野市内のタクシー会社3社で15日、新選組副長・土方歳三の肖像などをタクシーの車体にあしらったラッピングが行われた。ラッピング車として、16日から計9台が運行する。

H31.1.16読売新聞

**「歳三タクシー」日野に見参
没後150周年記念「新選組のふるさと」PR**

12月16日、日野市内のタクシー会社が、土方歳三の肖像などを車体にあしらったラッピングタクシーを運行する。市は15日、日野市内のタクシー会社3社で15日、新選組副長・土方歳三の肖像などをタクシーの車体にあしらったラッピングが行われた。ラッピング車として、16日から計9台が運行する。

H31.1.17朝日新聞

日野に土方歳三タクシー

新選組副長を務めた土方歳三の生誕の地・日野市で、没後150周年を記念したラッピングタクシーが運行している。土方は現在の同市石田生まれ。新選組「鬼」の副長、と呼ばれ、戊辰戦争末期には旧幕府軍とともに戦い、明治2年5月11日に五稜郭の戦いで戦死した。運行中のラッピングタクシーには、土方の肖像写真や土高輪不動尊金剛寺（高輪）、市の鳥カワセミ、市内の一写真（同市の歴史）が描かれている。市内のタクシー会社3社で計9台が12月末まで運行する予定。

H31.1.20産経新聞

**土方歳三のせ
走るタクシー**

15日、日野市内のタクシー会社が、土方歳三の肖像などを車体にあしらったラッピングタクシーを運行する。市は15日、日野市内のタクシー会社3社で15日、新選組副長・土方歳三の肖像などをタクシーの車体にあしらったラッピングが行われた。ラッピング車として、16日から計9台が運行する。

H31.1.19東京新聞

土方歳三ラッピング

15日、日野市内のタクシー会社が、土方歳三の肖像などを車体にあしらったラッピングタクシーを運行する。市は15日、日野市内のタクシー会社3社で15日、新選組副長・土方歳三の肖像などをタクシーの車体にあしらったラッピングが行われた。ラッピング車として、16日から計9台が運行する。

H31.1.17毎日新聞

関自旅二第2437号

平成30年11月22日

南多摩交通圏タクシー特定地域協議会

会長 戸崎 肇 殿

関東運輸局長 掛江 浩一郎

特定地域の指定期限の延長について

東京都南多摩交通圏については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、延長の指針3に該当しているため、御協議会において特定地域の指定期限の延長を希望する場合においては、平成31年2月末日までに御協議会において同意を得た上で、別紙によりその旨を報告していただきますようお願い致します。

国自旅第191号
平成30年11月22日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域の指定期限の延長について

現在特定地域に指定している営業区域について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について（平成30年3月16日国自旅第298号。以下「延長の指針」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、下記の営業区域について、延長の指針に該当している。

については、貴職から下記交通圏の特定地域協議会会長に対してその旨を伝えるとともに、特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続を希望する協議会がある場合においては、平成31年2月末日までに報告されたい。

なお、協議会において、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるよう、適時適切に助言・協力等をされたい。

記

延長の指針2. に該当する営業区域

千葉県 東葛交通圏、千葉交通圏

延長の指針3. に該当する営業区域

東京都 南多摩交通圏

千葉県 京葉交通圏

埼玉県 県南中央交通圏

栃木県 宇都宮交通圏

【各営業区域ごとにおける指定基準への適合状況】

南多摩交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 45.5% (H29) 37.7% (減少率) 17.0%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H28) 39.1% (H29) 48.6% (収支差) 9.5 ポイント

(3) 人口要件

八王子市 約 57 万人

(4) 総実車キロの要件

(H28) 34,634,224 km (H29) 34,175,398 km (増加率) ▲1.3%

(5) ①日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 45,397 円 (H29) 41,561 円 (減少率) 8.5%

日車実車キロ (H13) 116.5 km (H29) 97.3 km (減少率) 16.4%

②法令違反の発生状況の要件

(南多摩交通圏) 0.0000 件 (全国平均) 0.0573 件

③事故の発生状況の要件

(南多摩交通圏) 8.666 件 (全国平均) 7.594 件

国自旅第298号
平成30年3月16日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号。以下「法」という。)第3条第1項に基づき、現在特定地域に指定されている地域について、平成30年度以降順次年間の指定期間の満了を迎えることから、同条第2項に基づく指定の期限の延長については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知されるとともに、公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 協議会において特定地域計画が議決されていない地域については、指定期限の延長は行わない。
2. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、「特定地域の指定等について」(平成27年1月30日付け国自旅客第305号。以下「指定基準通達」という。)1.に掲げる基準(以下「指定基準」という。)に該当する地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。
3. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2

年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、上記2.（ただし書を除く。）に該当しない地域は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。この場合において、指定基準通達2. ただし書の規定は適用しない。

4. 上記2. 及び3. に該当する地域について、当該地域における協議会の同意がない場合は、指定の延長の手続きは行わない。

附 則

本通達は、平成30年3月16日から施行する。

公 示

特定地域の指定基準等について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に規定する特定地域の指定基準等について、下記のとおり公示する。

平成27年1月30日

関東運輸局長 又野 己知

記

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の（1）から（6）のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車營收が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

（1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

（2）次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

（3）人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

（4）総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

（5）次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

- ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

2. 指定期間等

1. の指定は、原則として毎年1月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として1回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、1. に掲げる基準に該当しなくなった場合（指定からの期間が2年未満の場合を除く。）、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあっては、原則として準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

3. 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）に基づく法人事業者の事業実績報告等を用いるものとし、地方運輸局は、毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として7月30日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附 則

- 1 本通達は、平成27年1月30日から施行する。
- 2 平成25年度の各種指標に基づく特定地域の指定については、本則2. に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

特定地域の指定基準等

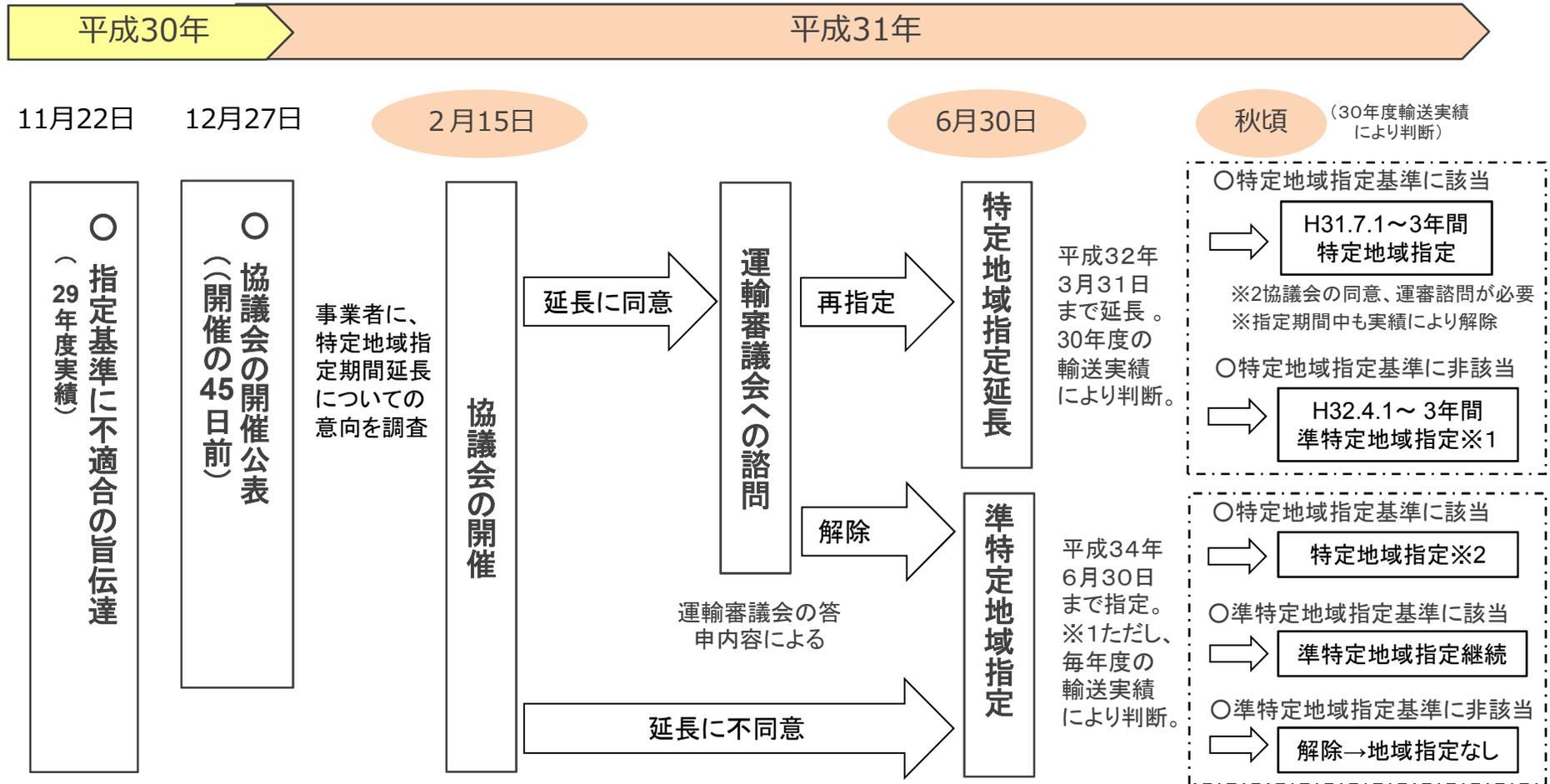
以下の指標に該当する場合に特定地域として指定（(5)については、①～③いずれかに該当すること。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない）

- (1) 車両の稼働効率の指標 ⇒ 実働実車率(=実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 事業者の収支状況の指標 ⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。
- (3) 流し営業の指標 ⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 地域の需要動向の指標 ⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5)
 - ① 運転者の賃金水準の指標 ⇒ 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 事業運営の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。
 - ③ 安全性の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。
- (6) 地域・利用者の意向の指標 ⇒ 利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること。

特定地域指定のスケジュール（南多摩交通圏）

資料2-4

特定地域指定期間：平成28年7月1日～平成31年6月30日



特定地域の指定に関する議決方法

- ① 会長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、**協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数**であること。
- ③ ①及び②以外の構成員（要綱第4条第1項(3)の構成員は区分毎1個の議決権）において、**過半数**が合意すること。

乗合タクシーの導入等に向けた地域交通サポート計画の策定

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会

地域のタクシー事業者は、地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいる。また、各タクシー協会では、協会役員等が自治体を訪問して乗合タクシー導入についての提案等を行う「自治体訪問活動」に積極的に取り組んでいる。その取組みを更に強化するため、平成30年度から地方運輸局から支援を得て自治体訪問活動等を行い、それを通じて把握した地域が抱える課題を集約・整理するとともに地域交通サポート計画を策定し、課題の解決に向けたタクシー事業者として貢献できる取組みを計画的に進めていく。

これまでの取組

- ・ H28乗合タクシー4,174コース、11,943両
 <H20からコース数1.8倍、車両数1.5倍>
- ・ 乗合タクシー事例集の作成
 <H28.2第1版、H28.10第2版、H29.10第3版>
- ・ 各県協会役員・支部長等が約1,700自治体を訪問し、乗合タクシーの提案を実施
 <各版毎に計3巡実施>
- ・ 自治体との連絡体制を構築



乗合タクシー導入事例73

楠ヶ丘地域乗合タクシー「くすまる」（大阪府河内長野市）

河内長野市が持続可能な公共交通の確保を基本方針とした「河内長野市公共交通のあり方」を策定し、協働による地域主体の公共交通の確保や公共交通空白・不便地域の解消に取り組む中で、「全県が多くの課題を抱えているが、解決できない」「高齢化が進んでくる」等の課題を抱えている楠ヶ丘地域において、地域・事業者・市の三者協働による乗合タクシーを平成23年11月から導入。同地域と生活に必要な不可欠な買物・通院等の施設が集中する駅前との間を巡回している。

- 【運行状況】
- ①運行主体：タクシー事業者1社(大阪第一交通㈱)
 - ②運賃：200円均一
 - ③運行形態：18歳/日、8時30分～18時50分
 駅(南海高野線 三日月町駅)と楠ヶ丘地区の10停留所(内1か所は隣車のみ)を巡回
 - ④運行車両：ジャンボタクシー(1台、事業者所有)

- ⑤取組の特長等
- ・事業者、地域の住民、河内長野市が一体となり、タウンウォッチングを行い、ルート、停留所位置等の選定を共同で行った。
 - ・収支率は約8割で、赤字部分は市が補助を行っている。



- 取組のポイント
- 自治体内に「公共交通対策委員会」を設置し、PRのほりの作成・設置や定期的な勉強会の開催等に取り組むなど、住民の方の「地域の交通は地域が守る」という意識が非常に高い。
 - 事業者においても、勉強会への参加や便利な回数券の発行、利用促進のためのティッシュの配布等、積極的に取り組んでいる。

問合せ：河内長野市都市づくり課都市交通課
電話 0721-53-1111

H30年度の取組

全タク連

- 乗合タクシーの事例集第4版作成(9月)
- 各協会が行う地域交通サポート計画に関する国交省の支援依頼(9月)

タクシー協会

タクシー協会 ← 支援・協力 → 地方運輸局

- 各県協会役員・支部長等が地方運輸局・支局と連携して約1,700自治体を訪問
- 各地域における地域交通の課題・地域住民のニーズを具体的に把握

全タク連

- 各協会が取りまとめた課題・取組みを集約・整理
- 集約・整理した内容を国土交通省本省・地方運輸局に情報共有するとともにサポートに向けた連携を図る

タクシー協会

- 地域の具体的な課題・ニーズを整理

H31年度以降の取組

全タク連

- 集約・整理した内容と併せて国土交通省における地域交通に関する検討内容を各協会にフィードバック
- 各協会の行う計画の着実な実施への支援

タクシー協会

- 地域交通の課題解決に向け、ICTの積極的な活用などを通じてタクシー事業者が貢献できる取組をとりまとめ
- 地域交通サポート計画を策定し、自治体に提案
- 地方運輸局支援・協力を得ての自治体訪問活動の継続実施
- 地方運輸局のサポートを受け、PDCAサイクルに沿って計画の着実な取組を実施



■ 地域交通サポート計画とは

- 地域のタクシー事業者は、過疎化・高齢化が急速に進行する中で地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいる。
- 乗合タクシーについては、従来から、地方運輸局（「運輸支局を含む。」、以下同じ。）の支援・協力を得て、タクシー協会幹部等が自治体を直接訪問して乗合タクシーの導入等についての提案等を行うなどの取組みを行っているところである。
- その取組みを更に強化して、地域が抱える課題の解決に向けた取組みを計画的に進めていくため、平成30年度から地方運輸局から支援・協力を得て、地方運輸局担当官と協働して自治体訪問活動等を行い、自治体との意見交換等を通じて把握した地域交通の課題・ニーズ等について、タクシー事業者として貢献できる取組みをとりまとめた「地域交通サポート計画」を策定する。

■ 地域交通サポート計画策定の主体・進め方

- 地方運輸局から支援・協力を得て、都道府県タクシー協会が策定する。
- 地方運輸局から支援・協力を得て課題解決に向けた取組みを作成し、各自治体にタクシー業界からの提案として提出する。
※地域公共交通会議等における検討プロセスによる協議手順に沿って行った提案を、課題解決に向けた取組みに含めることも可能。

■ 地域交通サポート計画に盛り込む事項

- 自治体訪問活動等を通じて把握した地域ごとの課題
 - ・自治体・地域の概要
 - ・交通環境
 - ・抱える課題等
- 解決に向けた具体的な取組み提案
 - ・運行形態
 - ・運行エリア
 - ・使用車両
 - ・運賃形態、・予約方法
 - ・広報
 - ・関係機関調整 等

■ 地域交通サポート計画策定までの手順

